

礼記注疏訳注稿（三）—昏義第四十四（二）—

末永 高康

凡例

一 本稿は阮刻十三経注疏の礼記昏義第四十四（夙興節より篇末まで）に対する訳注稿である。ただし、音義および校勘記は省略してある。

二 底本は嘉慶二十年江西南昌府学開雕のいわゆる「阮刻十三経注疏本」を用いたが、足利本等により底本を一部改めた部分がある。

三 各部分の冒頭に底本における葉数・表裏・行数を示した。疏については適宜分割して経、注の後ろに割り当ててある。

四 十三経注疏からの引用については、「阮刻十三経注疏本」の巻葉数を 1-2a3（一卷二葉表三行）、4-5b6（四卷五葉裏六行）等の形で記しておいた。ただし、巻数、行数は省略した部分がある。

【経】（七葉表三行）夙興、婦沐浴、以俟見。質明、贊見婦於舅姑。執筭棗栗段脩以見。贊醴婦。婦祭脯醢祭醴、成婦禮也。
〔書き下し文〕

夙に興き①、婦は沐浴して、以て見ゆるを俟つ。質明に②、贊、婦を舅姑に見えしむ。筭③の棗・栗・段脩④を執りて以て見ゆ。贊、婦に醴し、婦、脯醢を祭り醴を祭りて、婦礼を成す。

① 以下は『儀礼』士昏礼 59a 「夙興、婦沐浴、纏筭苜衣、以俟見。質明、贊見婦于舅姑。席于阼、舅即席。席于房外南面、姑即席。婦執筭棗栗、自門入、升自西階、進拜奠于席。舅坐撫之、興答拜。婦還又拜。降階、受筭殿脩、升進北面、拜奠于席。姑坐舉以興、拜授人。贊醴婦。席于戶牖間。側尊醢醴于房中。婦疑立于席西。贊者酌醴、加柶面枋、出房、席前北面。婦東面拜受。贊西階上北面拜送。婦又拜。薦脯醢。婦升席、左執觶、右祭脯醢、以柶祭醴三。降席、東面坐啐醴、建柶興拜。贊答拜。婦又拜、奠于薦東、北面坐取脯、降出、授人于門外」に対する記。

② 「質明」について『儀礼』士婚礼注 59b は「質、平也」と注し、『儀礼』士冠礼 1-13a 「宰告曰、質明行事」注 13a6 には「宰告曰、且日正明行冠事」とある。礼経では「質明」を用

い「平明」は用いられず、鄭注にも「平明」は見えていないが、他の伝世文献や出土資料の時称では「日出」の前は「平旦」と呼ばれることが多い。李天虹「秦漢時分紀時制綜論」(『考古學報』二〇一二年第三期) 参照。

③ 「笄」は『儀礼』士昏礼 5-10a 「婦執笄棗栗」注 10a1 「笄、竹器而衣者、其形蓋如今之筴(艸戸去)蘆矣。(毛本(艸戸去)作(竹去))」(一)はその構成要素によって一字を示したものの。以下同じ) 参照。この疏では『儀礼』士昏記 9-7a 「笄緇被纁裏」注 7a6 「被、表也。笄有衣者、婦見舅姑、以飾爲敬」を指摘して、笄に覆いがあったことを言う。

④ 「段脩」は『周礼』天官・腊人注 4-20b9 「大物解肆乾之、謂之乾肉、若今涼州烏翅矣。薄折曰脯。捶之而施薑桂曰鍛脩。腊、小物全乾」、『礼記』内則 27-14a 「段脩蜚醢」注 14a3 「段脩、捶脯施薑桂也」参照。この部分の『釈文』は『公羊伝』莊公 24 年伝 8-10a 「然則曷用。棗栗云乎、段脩云乎」注 10a9 「段脩者、脯也。禮婦人見舅姑、以棗栗爲贄、見女姑、以段脩爲贄。見夫人至尊、兼而用之。云乎、辭也。棗栗、取其自謹敬。段脩、取其斷斷自脩正」を引く(傍線部。文やや異なる)。

〔現代語訳〕

(新婦は) 早朝に起きて、沐(かみあらい)・浴(ゆあみ)をして、(舅・姑との) 面会を待つ。質明(あさまだき)に、賛者(てだすけ)が、新婦を舅・姑に見えさせる。(新婦は) 笄(たけかこ)に入れた棗・栗・段脩(ほしじ)を執って(棗・栗は舅に、段脩は姑

に与えて舅・姑に) 見える。賛者は、新婦に醴酒を授け、新婦は、(賛者から薦められた) 脯(ほしじ)と醢(しおから)を祭り醴酒を祭って、婦人としての礼を成すのである。

【注】(七葉表五行) 成其爲婦之禮也。贊醴婦、當作禮、聲之誤也。【書き下し文】

其の婦爲るの礼を成すなり。「贊、婦に醴す」は、当に禮に作るべし。声の誤りなり①。

① 『儀礼』士昏礼 5-10b 「贊醴婦」注 10b8 「醴當爲禮。贊醴婦者、以其婦道新成、親厚之」参照。鄭玄は礼経中の「醴十名詞」の構文における「醴」を一貫して「禮」の仮借として解する(『儀礼』士冠礼 2-14b 「請醴賓」注、同 3-1a 「若不醴」注、士昏礼 4-7b 「請醴賓」注、『礼記』内則 28-12a 「宰醴負子、賜之束帛」注)。ただし、池田末利『儀礼 I』(東海大学出版会、一九七三年) 五七頁や川原寿市『儀礼釈攷』(朋友書店、一九七四年、以下、川原『釈攷』と省略) 一六三頁(注一一七)が指摘するように、本来は如字に解すべきものであろう。

〔現代語訳〕

(「婦礼を成す」とは) 婦人としての礼を成すということだ。「贊、婦に醴す」(の「醴」字)は「禮」に作るべきである。同音による誤りだ。

【疏】(七葉裏五行) ○婦執笄棗栗段脩以見者、案士昏禮舅坐於阼階西面、姑坐于房外南面、婦執笄棗栗、進、東面拜、奠于舅席。訖、

婦又執殿脩、升進、北面拜、奠于姑席、是也。○贊醴婦、婦祭脯醴祭醴者、案士昏禮婦席于戸牖間、贊者酌醴、置於席前北面。婦於席西、東面拜受。贊者西階上北面拜送、又拜薦脯醴。婦升席、左執觶、右祭脯醴。訖、以柶祭醴三、是祭脯醴祭醴也。○成婦禮也者、言所以見舅姑及醴之者、成其爲婦之禮也。

〔書き下し文〕

○「婦、筭の棗・栗・段脩を執りて以て見ゆ」とは、案ずるに士昏礼①に「舅、阼階に坐して西面し、姑、房外に坐して南面し、婦、筭の棗・栗を執り、進み、東面して拜し、舅の席に奠く。訖れば、婦又た殿脩を執りて、升り進み、北面して拜して、姑の席に奠く」と、是れなり。○「贊、婦に醴し、婦、脯醴を祭り醴を祭る」とは、案ずるに士昏礼①に「婦、戸牖の間に席し、贊者醴を酌み、席前に置きて北面す。婦、席の西に於て、東面して拝し受く。贊者西階の上北面して拜し送る、又拜して脯・醴を薦む。婦、席に升り、左に觶を執り、右に脯・醴を祭る。訖れば、柶を以て醴を祭ること三たびす」と、是れ脯醴を祭り醴を祭るなり。○「婦礼を成すなり」とは、言ふところは舅姑に見ゆ及び之に醴する所以の者は、其の婦爲るの礼を成すなり。

①士昏礼の文は経に對する注を参照。文やや異なる。

〔現代語訳〕

○「新婦が筭（たけかご）に入れた棗・栗・段脩（ほしじ）を執つて（舅・姑に）見える」というのは、案ずるに（『儀礼』士昏礼に「舅は、阼階の上に坐して西面し、姑は、房外に坐して南面し、新婦は、筭（はこ）に入れた棗・栗（の贊）を執つて、（西階から

升つて、舅の前に）進み、東面して拜して、（贊を）舅の席に奠（お）く。（以上が）終われば、新婦はさらに殿脩（の贊）を執つて、（西階から）升り（姑の前に）進んで、北面して拜して、（贊を）姑の席に奠く」とあるのがそれだ。○「贊者は新婦に醴酒を受け、新婦は脯と醴を祭り醴酒を祭る」とは、案ずるに（『儀礼』士昏礼に「新婦は（室の）戸と牖の間の席につく。贊者は醴を酌んで、（新婦の）席前に置いて北面する。新婦は席の西において、東面して拜して（觶…さかづきを）受ける。贊者は西階の上に北面して拜して（觶を）送り、又た拝して脯・醴を薦める。婦は席に升つて、左手に觶を執り、右手で脯・醴を祭る。（以上が）終われば、柶（さじ）で醴を（すくつて）三たび祭る」とあるが、これが脯醴を祭り醴を祭るということだ。○「婦人としての礼を成す」とは、（新婦が）舅姑に見え、また（舅姑が）新婦に醴するというわけは、（そうすることによつて）婦人としての礼を成すということを言うのだ。

【経】（七葉表八行）舅姑入室、婦以特豚饋、明婦順也。

〔書き下し文〕

舅姑①、室に入り、婦特豚を以て饋（おく）るは、婦順を明らかにするなり。

①以下は『儀礼』士昏礼 5-11b 「舅姑入室。婦盥饋。特豚合升、側載、無魚腊、無稷、並南上。其他如取女禮」に對する記。

〔現代語訳〕

舅姑が室に入り、新婦が特豚（一匹の豚）を（舅姑に）饋るとい

のは、婦順（婦としての孝順）を明らかにするのだ。

【注】（七葉表九行）以饋明婦順者、供養之禮、主於孝順。

【書き下し文】

饋を以て婦順を明らかにするとは、供養の礼、孝順を主とすればなり①。

①上引の『儀礼』士昏礼の注 5:11b7 では「饋者、婦道既成、

成以孝養」と言う。

【現代語訳】

（特豚を）饋ることによって婦順を明らかにするのは、（舅姑を）養なう礼は、孝順を主とするから（この礼を行うことによって婦としての孝順が明らかになるの）である。

【疏】（七葉裏九行）○舅姑入室、婦以特豚饋者、案士昏禮舅姑入室。婦盥饋。特豚合升、側載、無魚腊、無稷。並南上。其他如取女禮。鄭注云、側載者、右胖載之舅俎、左胖載之姑俎。異尊卑、並南上者、舅姑共席于奥、其饌各以南爲上。是特豚饋也。○明婦順也者、言所以特豚饋者、顯明其爲婦之孝順也。

【書き下し文】

○「舅姑室に入り、婦特豚を以て饋る」とは、案するに士昏礼 5:11b に「舅姑、室に入る。婦盥（てあら）ひて饋る。特豚は合せ升せて、側載し、魚腊無く、稷無し。並びに南を上とす。其の他は女（むすめ）を取（めと）るの礼の如くにす」と。鄭注 11b6 に云ふ、「側載とは、右胖は之を舅俎に載せ、左胖は之を姑俎に載す。尊卑を異に

して、並びに南を上とするは、舅姑共に奥に席して、其の饌各おの南を以て上と為せばなり①」と。是れ特豚の饋なり。○「婦順を明らかにするなり」とは、特豚もて饋る所以の者は、其の婦たるの孝順なるを顯明にするを言ふなり。

①新郎・新婦の「同俎同（丞巴）」においては席が対面していて、俎豆も夫婦で対称に並べられるのに対して、ここでの舅姑の席は隣り合わせで、俎豆も同じように並べられることになる。

【現代語訳】

「舅姑が室に入り、新婦が特豚を以て（舅姑）に饋る」とは、案するに『儀礼』士昏礼に「舅姑が、室に入り、新婦は盥（てあら）つて（舅姑に食を）饋る。特豚は（左右の体を）合せて（鼎に）升せて、（左右の）側（ひとかたみ）を（俎に）載せるが、魚と腊（ほしじ）は無く、稷も無い。（それらは）並びに南を上とする。その他（の汁物等）は新婦を娶る時の礼と同じようにする」とある。その鄭注に、「側載とは、右の胖（ひとかたみ）は舅の俎に載せ、左の胖は姑の俎に載せること。（舅と姑とは）尊卑を異にするのに、並びに南を上とするのは、舅姑が共に奥に座って（東面して）いるので、その饌（そなえもの）がそれぞれ南を上とすることになるからである」と。これが「特豚（を以て）饋る」ということだ。○「婦順を明らかにする」とは、特豚を（舅姑に）饋るのは、新婦が婦人として（舅姑に）孝順であることを明らかにするためであることを言ったものだ。

【經】（七葉表十行）厥明、舅姑共饗婦、以一獻之禮。奠酬、舅姑先降自西階、婦降自阼階、以著代也。

〔書き下し文〕

厥の明、舅姑共に婦を饗するに①、一獻の礼を以てす。酬（むく）ゆるものを奠（お）き、舅姑先に降るに西階自りし、婦降るに阼階自りして、以て代を著はす。

①以下は『儀礼』士昏礼 5-13a 「舅姑共饗婦、以一獻之禮。舅洗

于南洗、姑洗于北洗、奠酬。舅姑先降自西階、婦降自阼階」に對する記。士昏礼注 13b7 でも「授之室使爲主、明代己」と言う。

〔現代語訳〕

その翌朝、舅姑が共に新婦を、一獻の礼によって饗する。（この一獻の礼では、舅が新婦に献じ、新婦がそれに酢（返杯）し、今度は姑が新婦に酬（むく）いるが、その酬いられた爵（さかずき）を奠（お）いて（一獻の礼が終わる）、（その後）舅姑は西階から先に降り、新婦は阼階から降るが、このことよって代替わりしたことを著すのだ。

【注】（七葉裏二行）言既獻之而授之以室事也。降者各還其燕寢。

婦見及饋享於適寢。昏禮不言厥明、此言之者、容大夫以上禮多、或異日①。

①底本は「耳」に作る。疏の標起止および、常盤井賢十『宋本礼記校記』（東方文化学院京都研究所研究報告第十一冊、一九三七年、以下『宋本校記』と省略）引く足利本・景潘本が疏で「日」に作るのに従う。

〔書き下し文〕

既に之に献して之に授くるに室事を以てするを言ふ。降るは各おの其の燕寢①に還るなり。婦見及び饋享は適寢②に於てす。昏礼は「厥明」を言はず、此れ之を言ふは、容（まさ）に大夫以上は礼多く、或は日を異にすべし。

①「燕寢」については、『礼記』内則 28-11a 「妻將生子及月辰、

居側室」注 11a10 「側室謂夾之室、次燕寢也」疏 11b8 「夫正

寢之室在前、燕寢在後、側室又次燕寢、在燕寢之旁、故謂之

側室」参照。

②「適寢」は正寢に同じ。『儀礼』士喪礼 35-1b 「士喪禮、死

于適室」注 1b3 「適室、正寢之室也」の「適室（正寢）」が記 4b-6a

では「士處適寢」と言われているのを参照。

〔現代語訳〕

一獻の礼を終えてから新婦に室事（家事）を授け与えることを言うのだ。「降る」というのは、（舅姑と新婦の）各おのが自分の燕寢にもどるといふことだ。婦見（新婦が舅姑に見える）と饋享（新婦が舅姑に饋るのと舅姑が新婦に饗する）とは適寢（正寢）で行うのだ。『儀礼』士昏礼では「厥明（その翌朝に）」と言っていないのに、ここでこれを言っているのは、大夫以上の場合には礼（の儀節）が多く、或は日を異にして「厥明」以下の儀節を行うようにするのであろう。

【疏（注に對する）】（八葉表五行）○正義曰、各還其燕寢者、舅姑還舅姑之燕寢、婦還婦之燕寢也。云婦見及饋饗於適寢者、謂舅姑

之適寢。云昏禮不言厥明、此言之者、容大夫以上禮多、或異日①、
以此云厥明、與士昏禮異也。

①原文は「耳」に作る。『宋本校記』引く足利本・景潘本に従
い「日」に改める。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、「各おの其の燕寝に還る」とは、舅姑は舅姑の燕寝
に還り、婦は婦の燕寝に還るなり。「婦見及び饋享は適寝に於てす」と云ふは、舅姑の適寝を謂ふ。「昏礼、厥の明と言はず、此に之を言ふは、容（まさ）に大夫以上の礼多く、或は日を異にすべし」とは、此に「厥の明」と云ふは、士昏礼と異なるを以てなり。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、「各おのが自分の燕寝にもどる」とは、舅姑は舅姑の燕寝にもどり、婦は婦の燕寝に還るといふことだ。「婦見と饋享とは適寝で行う」と言うのは、（新郎新婦ではなく）舅姑の適寝のことを言うのだ。「士昏礼では「厥明」と言っていないのに、ここでこれを言っているのは、大夫以上の場合は礼（の儀節が）多く、或は日を異にするのである」とは、ここで「厥明」と言っているのが、士昏礼と異なっているから（それを説明したの）である。

【疏】（七葉裏三行）○正義曰、此論昏禮明日婦見舅姑、舅姑醴婦、又舅姑入室、婦饋特豚、又明日舅姑饗婦之節。此即士昏禮也、故有特豚饋於舅姑。若大夫以上、非惟特豚而已。雖以士爲主、亦兼明大夫、故有厥明舅姑共饗婦。若士、婦見舅姑之日、即舅姑享婦、故士昏禮舅姑醴婦、醴婦既訖、則享之、不待厥明也。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、此れ昏礼明日婦見舅姑に見え、舅姑婦に醴し、又た舅姑室に入り、婦特豚を饋り、又た明日舅姑婦を饗するの節を論ず。此れ即ち士の昏礼なり。故に特豚有りて舅姑に饋る。大夫以上の若きは、惟だ特豚のみに非ず。士を以て主と爲すと雖も、亦た兼て大夫を明らかにす。故に厥の明、舅姑共に婦に饗すと有り。士の若きは、舅姑に見えるの日、即ち舅姑、婦に享す。故に士昏礼、舅姑、婦に醴し、婦に醴すること既に訖れば、則ち之に享して、厥の明を待たざるなり。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、ここでは昏礼の明日に新婦が舅姑に見え、舅姑が婦に醴し、さらにまた舅姑が（自分の）室に入り、（そこで）新婦が特豚を饋り、さらにその明日に舅姑が婦を饗する儀節について論じたものだ。ここで論じているのは士の昏礼である。だから特豚を舅姑に饋っている。大夫以上の場合は、特豚（を饋る）だけではない。（この一節では）士を主体して論じているが、また兼て大夫（以上の礼について）も明らかにしている。だから「厥の明、舅姑共に婦に饗す」と記されているのだ。士の場合は、新婦が舅姑に見える日に、そのまま舅姑が婦に饗するのだ。だから（『儀礼』の）士昏礼では、舅姑が新婦に醴を与え、新婦に醴を与えることが終わると、（引き続き舅姑が）新婦に饗して、（新婦を饗するのに）翌日待つことをしないのだ。

【疏】（八葉表一行）○厥明、舅姑共饗婦、以一獻之禮、奠酬者、

案士昏禮云、既言舅姑薦俎醢、以郷飲酒之禮約之、席在室外戸之西。舅酌酒於阼階獻婦、婦西階上拜受、即席祭薦、祭酒。畢、於西階上北面、卒爵。婦酢舅、舅於阼階上受酢飲。畢乃酬、婦先酌自飲。畢、更酌酒以酬姑。姑受爵、奠於薦左、不舉爵、正禮畢也。

〔書き下し文〕

○「厥の明、舅姑共に婦を饗するに、一献の礼を以てし、酬ゆるものを奠く」とは、案ずるに士昏礼に云ふ、既に舅姑俎醢を薦むと言はば①、郷飲酒の礼を以て之を約（はか）るに②、席は室外、戸の西に在り③。舅、酒を阼階に酌みて婦に献じ④、婦、西階の上に拜し受け、席に即きて薦を祭り、酒を祭る。畢れば、西階の上に北面して、爵を卒ふ。婦、舅に酢す⑤、舅、阼階の上に於て酢を受けて飲む。畢れば乃ち酬するに、婦先ず酌みて自ら飲む⑥。畢れば、更に酒を酌みて以て姑に酬す。姑爵を受け⑦、薦の左に奠きて、爵を挙げずして⑧、正礼畢るなり。

①「案士昏禮云、既言舅姑薦俎醢」は文に誤りがあるか。『儀礼』士昏記 67a には「饗婦姑薦焉」とあり、その注 7a10 に「舅姑共饗婦、舅獻爵、姑薦脯醢」と言うが、「舅姑薦俎醢」の句は『儀礼』士昏礼には見えない。あるいは「云」は「文」の、「既」は「記」の誤りかと思われる。その場合の訓読は「案ずるに、（これ）士昏礼の文なり。記に舅姑、俎醢を薦むと言はば」となる。ここではこの形であったものとして訳を与えておく。

②「同じこと同じ言い回しは、『礼記』疏では文王世子疏 20-29b10 に「以大射之禮約之」と見える。また『尚書』太甲上疏 8-18a10

「不可以後代之禮約之」参照。この場合の「約」は「估量」（はかる）の義。士昏礼の「一献の礼」の記載が簡略なので、郷飲酒礼「主人獻賓」以下の段 (87a) によってその儀節を推量しているわけである。

③『儀礼』士昏礼 510b「贊醢婦、席于戸牖間」注 11a1「室戸西牖東」とあるに依るか。川原『釈攷』一九一頁（注一八三）参照。

④『儀礼』郷飲酒礼「主人獻賓」では主人が爵を洗うのを辞するが、以下でこれが記されないのは『儀礼』士昏記 67b に「不敢辭洗、舅降則辟于房、不敢拜洗」とあるからか。

⑤「婦酢舅」については『儀礼』士昏記 67b「婦酢舅、更爵自薦」。注 7b「更爵、男女不相因也」参照。

⑥「婦先ず酌みて自ら飲む」以下は「婦」と「姑」とを逆に誤るか。『儀礼』郷飲酒礼によるならば、主人が先に自ら飲んで、賓に勧めるのが酬礼のはずである。ここでは、「婦」「姑」を入れ替えて訳しておく。

⑦『儀礼』郷飲酒礼 92b 以下では酬するのに罍を用い、郷飲酒記 10-10a に「獻用爵、其他用罍」とあるのに対し、ここで「姑受爵」と「酬」において爵を用いるとする理由は不明。

⑧『儀礼』士昏礼注 13a7 にも「奠酬者、明正禮成、不復舉。

凡酬酒、皆奠於薦左不舉。其燕則更使人舉爵」とある。また『儀礼』郷飲酒記 10-11a「凡奠者於左」および郷飲酒礼注 9-3a8「酬酒不舉」参照。

〔現代語訳〕

○「その翌朝、舅姑が共に新婦を、一献の礼によって饗し、酬いられた爵（さかずき）を奠（お）く」とは、案ずるに、（これは）士昏礼の文である。士昏記に「（舅）姑が俎醢を（新婦に）薦める」と言っているので、（同様の礼を説いた）郷飲酒の礼によって、この礼（の詳細）を推し量るならば、（新婦の）席は室外で、戸の西にある。舅は酒を阼階で酌んで新婦に献じ、新婦は、西階の上で拝し受け、席に即いて薦（そなえもの）を祭り、酒を祭る。それが終われば、西階の上で北面して、爵を飲み干す。（次に）新婦が舅に酢（返杯）するに、舅は阼階の上で酢を受けて飲む。それが終われば、今度は（新婦に）酬するのに、姑は先ず（自分で酒を）酌んで自ら飲む。それが終われば、（姑は）更に酒を酌んで新婦に酬する。新婦は爵（さかずき）を受けて、薦（しきもの）の左に置いて、爵を挙げないで、（一献の礼の）正礼が終わるのである。

【疏】（八葉表四行）○以著代也者、言所以舅姑降自西階、婦降自阼階、是舅姑所升之處、今婦由阼階而降、是著明代舅姑之事也。

〔書き下し文〕

○「以て代を著らかにするなり」とは、言ふところは舅姑降るに西階自りし、婦降るに阼階自りする所以は、是れ舅姑升る所の処、今婦阼階由りして降るは、是れ舅姑に代るの事を著明にすればなり。

〔現代語訳〕

○「このことよって代替わりしたことを著すのだ」とは、思うに、舅姑が西階から降り、新婦が阼階から降るのは、（阼階は）舅姑が登った所であるが、今新婦が（その）阼階から降るといふのは、（新

婦が）舅姑に代（つて家のことを掌）るといふことを明らかにするためなのだ。

【經】（八葉表六行）成婦禮、明婦順、又申之以著代、所以重責婦順焉也。婦順者、順於舅姑、和於室人、而后當於夫、以成絲麻布帛之事、以審守委積蓋藏。

〔書き下し文〕

婦礼を成し、婦順を明らかにし、又た之に申（かさ）ぬるに代を著はすを以てするは、重く婦順を責むる所以なり①。婦順なれば、舅姑に順ひ、室人に和して、而る后に夫に当たり、以て絲麻布帛の事を成し、以て委積（し）蓋藏を審守す。

①「焉也」なる句末表現は、十三經では他に『礼記』冠義 61-2a8 「成人之者、將責成人禮焉也」に見えるのみである。

〔現代語訳〕

婦としての礼を成し、婦としての孝順を明らかにして、さらにまた代替わりを著わすことを重ねるのは、（新婦に）婦としての孝順を篤く求めるがためだ。婦として孝順であれば、舅姑に順ひ、（夫の）家族ともなごみ、その後には夫と（よく）釣り合うことになって、そうして絲麻（を紡ぎ）布帛（を織る、婦として）の事を成しとげて、そうして（家の穀物等の）貯えをしつかりと守るので。

【疏】（八葉裏三行）○正義曰、此經明上經成婦禮、明婦順之事。若婦順既成、則室家長久、故聖王所重也。○成婦禮者、則上經婦祭脯醢祭醴之等、是成婦禮也。○明婦順者、則上經舅姑入室、以特豚

饋、是明婦順也。○又申之以著代者、則上經婦降自阼階、以著代、是也。申、重也。既明婦禮順、又重加之、以著代之義也。○所以重責婦順焉也者、言成婦禮、明婦順、則重著代、所以厚重責婦人之孝順焉。分之則婦禮・婦順・著代、三者別文、皆摠歸於婦順、故自此以下、唯申明婦順也。○以審守委積蓋藏者、言既當夫氏、又成婦事、以此詳審保守家之所有、委積掩蓋藏聚之物也。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、此の経、上経(7b)の婦礼を成し、婦順を明らかにするの事を明らかにするなり。若し婦順既に成れば、則ち室家長久す、故に聖王の重んずる所なり。○「婦礼を成す」とは、則ち上経(7c)の婦脯醢を祭り醴を祭るの等、是れ婦礼を成すなり。○「婦順を明らかにす」とは、則ち上経(7a)の舅姑、室に入り、特豚を以て饋る、是れ婦順を明らかにするなり。○「又た之に申ぬるに代るを著はすを以てす」とは、則ち上経(7b)の婦降るに阼階自りし、以て代るを著はす、是れなり。申は、重なり。既に婦の礼順なるを明らかにし、又た重ねて之に加ふるに、代るを著はすの義を以てするなり。○「重く婦順を責むる所以なり」とは、言ふところは婦礼を成し、婦順を明らかにし、則ち重ねて代るを著はすは、厚重に婦人の孝順を責むる所以なり。之を分たば則ち婦禮・婦順・著代、三者文を別つとも、皆摠じて婦順に帰す、故に此れ自り以下、唯だ婦順を申明するなり。○「以て委積蓋藏を審守す」とは、言ふところは既に夫氏に当たり、又た婦事を成し、此を以て詳審に家の有する所、委積掩蓋藏聚の物を保守するなり。

〔現代語訳〕

正義に曰く、この経は、上経の「婦礼を成し、婦順を明らかにする」の事を明らかにするものである。婦順（婦としての孝順）が成されているならば、（その）室家は永続する。だから聖王がそれを重んずるのである。○「婦としての礼を成す」とは、上経の「新婦が脯醢を祭り醴を祭る」などのことが、婦としての礼を成すことに当たる。○「婦としての孝順を明らかにする」とは、上経の「舅姑が室に入り、（新婦が舅姑に）特豚を饋る」というのが、婦としての孝順を明らかにすることに当たる。○「さらに申（かさ）ねて代替わりを著わす」とは、上経の「新婦は阼階より降り、そのことによつて代替わりしたことを著わす」というのが、それだ。「申」は、「重」（かさねる）の意味である。すでに新婦が礼（を成し、孝）順であることを明らかにし、さらに重ねて代替わりしたことを著わすという意味をそこに付け加えるのである。○「厚く婦としての孝順を求めめるからだ」とは、婦としての礼を成し、婦としての孝順を明らかにし、さらに重ねて代替わりしたことを著はすというのは、（新婦に）厚く婦人の孝順を求めめるからである、ということと言っている。区分して言えば、「婦礼」「婦順」「著代」の三者となるが、総じて言えば皆な「婦順」に帰着する。だからこれより以下では、ただ「婦順」についてのみ重ねて明らかにするのだ。○「そうして（家の穀物等の）貯えをしつかりと守るのだ」とは、（新婦はまず）夫の一家に釣り合うようにふるまい、さらにまた婦としての仕事を成し上げて、そこで家の所有する貯えの物を慎重に保守するということと言ったものだ。

【注】(八葉表九行) 室人、謂女妯女叔諸婦也。當、猶稱也。後言稱夫者、不順舅姑、不和室人、雖有善者、猶不爲稱夫也。

〔書き下し文〕

室人は女妯・女叔・諸婦を謂ふ。當、猶ほ稱のごとし。後に夫に稱ふを言ふは、舅姑に順ならず、室人に和せざれば、善なる者有りと雖も、猶ほ夫に稱ふと爲さざればなり。

〔現代語訳〕

「室人」とは女妯(夫の姉)・女叔(夫の妹)・諸婦(夫の兄弟の妻)のことを言う。「當」は、「稱」(かなう、つりあう)というほどの意味。「舅姑に順にして、室人に和す」の後に「夫に稱う」について言うのは、舅姑に対して孝順ではなく、室人(夫の姉妹や夫の兄弟の妻たち)となごやかにできなければ、(他に)善い点があつたとしても、夫とよく釣り合つていとは言えないからだ。

【疏(注に対する)】(八葉裏八行) ○正義曰、經既言順於舅姑、乃和於室人、是在室之人、非男子也。女妯、謂壻之姊也。女叔、謂壻之妹。諸婦、謂娣姒之屬。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、經既に舅姑に順にして、乃ち室人に和すと言はば、是れ室に在るの人、男子に非ざるなり。女妯は、壻の姊を謂ふ。女叔は、壻の妹を謂ふ①。諸婦は、娣姒の屬を謂ふ②。

①『爾雅』積親^{419a}「夫之姊爲女公、夫之女弟爲女妹(↓叔)」参照(「叔」は校勘記に従つて改める)。

②『爾雅』積親^{417b}「長婦謂稚婦爲娣婦、娣婦謂長婦爲姒婦」

参照。また『儀禮』喪服伝(小功) 332a「娣姒婦者、弟長也。何以小功也。以爲相與居室中、則生小功之親焉」注 235「娣姒婦者、兄弟之妻相名也」参照。ちなみに『春秋左氏伝』成公十一年伝注 271b9「昆弟之妻、相謂爲姒」の疏 1b10等によれば、この場合の長幼は夫の長幼によるのではなく、妻自身の長幼による。なお、『爾雅』積親^{417a}では「女子同出、謂先生爲姒、後生爲娣」注 17a10「同出謂俱嫁事一夫。公羊傳(莊公十九年伝 81b)曰、諸侯娶一國、二國往媵之、以姪娣從。娣者何、弟也。此即其義也」と同時に嫁いだ媵についても「姒」、「娣」の称のあることが記されている。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、經では、まず「舅姑に順」と言つて、それから「室人に和す」と言つているのであるから、(室人とは)室に居る人のことであつて、男子ではないのだ。「女妯」とは、夫の姉(あね)を言い、「女叔」とは、夫の妹を言う。「諸婦」とは、娣姒(夫の兄弟の妻)のたぐいを言うのだ。

【經】(八葉裏一行) 是故婦順備、而后内和理。内和理、而后家可長久也。故聖王重之。

〔書き下し文〕

是の故に婦順備はりて、而后に内和理す。内和理して、而后に家長久なるべし。故に聖王之を重んず。

〔現代語訳〕

それ故に、婦としての孝順が備わつて、その後(家の)内が和み

治まり、（家の）内が和み治まって、その後に家が長く久しく栄えることになるのだ。だから聖王は昏礼を重んじるのだ。

【注】（八葉裏三行）順備者、行和當、事成審也。

〔書き下し文〕

「順備はる」とは、行ひ和し当り、事、成審するなり。

〔現代語訳〕

「（婦）順が備わる」とは、（舅姑に孝順を）行い、（夫の姉妹や夫の兄弟の妻と）なごみ、（夫と）釣り合って、（婦としての）仕事をきちんと成し遂げるといふことだ。

【疏（注に対する）】（八葉裏九行）○正義曰、行是順於舅姑、和謂和於室人、當謂當於夫、則前經所說、是也。云事成審者、則前經以成絲麻布帛之事、以審守委積蓋藏、是事成審也。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、行は是れ舅姑に順なり。和は室人に和するを謂ふ。

当は夫に当たるを謂ふ。則ち前經に説く所、是れなり。事成審するなりと云ふは、則ち前經の以て絲麻布帛の事を成し、以て委積蓋藏を審守す、是れ事成審するなり。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、「行」とは（経の）「舅姑に順なり」のことであり、「和」は（経の）「室人に和する」のことを言い、「当」は（経の）「夫に当たる」のことを言う。つまりは前經に説いているものが、それだ。「事、成審するなり」と言うのは、前經の「以て絲麻布帛

の事を成し、以て委積蓋藏を審守す」のことで、これが「事、成審する」といふことだ。

【經】（八葉裏十行）是以古者婦人、先嫁三月、祖禰未毀、教于公宮。祖禰既毀、教于宗室。教以婦德婦言婦容婦功。教成祭之、牲用魚、芼之以蘋藻、所以成婦順也。

〔書き下し文〕

是を以て古者婦人①、嫁に先だつこと三月、祖禰未だ毀たざれば、公宮に教へ、祖禰既に毀たるれば、宗室に教ふ。教ふるに婦徳・婦言・婦容・婦功を以てす②。教へ成りて之を祭るに、牲は魚を用ひ、之を芼するに蘋藻③を以てするは、婦順を成す所以なり。

①「古者婦人」以下は『儀礼』士昏記の「祖禰未毀、教于公宮三月。若祖廟已毀、則教于宗室」参照。その注には「祖禰、女高祖爲君者之廟也。以有總麻之親、就尊者之宮、教以婦德婦言婦容婦功。宗室、大宗之家」とある。

②「教以婦徳」以下は『儀礼』士昏礼（記）には見えない。「婦徳」以下の「四徳」は『周礼』天官・九嬪「九嬪掌婦學之灋、以教九御・婦徳・婦言・婦容・婦功」に見える。その注2425「婦徳、謂貞順。婦言、謂辭令。婦容、謂婉婉。婦功、謂絲枲」参照。

③「蘋藻」は『詩』召南・采蘋「于以采蘋、南澗之濱。于以采藻、于彼行潦」毛伝2426「蘋、大萍也。濱、涯也。藻、聚藻也。行潦、流潦也」参照。その鄭箋2427では昏義篇のこの部分を引き、「此祭女所出祖也。法度莫大於四教（婦徳・婦

言・婦容・婦功)、是又祭以成之、故舉以言焉。蘋之言賓也、藻之言澡也。婦人之行、尚柔順自絜清、故取名以為戒」と説明を加える。

〔現代語訳〕

だから古者(いにしえ)は婦人が嫁ぐに先だって三か月の間、(君主と共通する)祖先の廟がまだ毀たれていなければ、(君主の)宮で教えを授け、祖先の廟がすでに毀たれていけば、(大小の)宗室で教えを授ける。婦徳(婦人としての徳性)・婦言(婦人としての言葉)・婦容(婦人としてのふるまい)・婦功(婦人としての仕事)を教えるのだ。教えが終了して(それを報告して)祖先を祭るのに、犠牲は魚を用い、羹に蘋(浮き草)・藻(水草)を混ぜ(てとも)に陰の物を用い(る)のは、婦としての孝順を完成させんとすることだ。

【疏】(九葉表八行) ○正義曰、此經更申明①前經成婦順之事。所以能成婦順②者、以未嫁之前、先教以四徳、故此經明嫁所教之事。

○祖禰未毀、教于③公宮者、此謂與君爲骨肉、親廟有四、高祖之廟未毀除。此欲嫁之女、教于公宮也。祖廟既毀、教于宗室者、謂與君四從以外、同高祖之父以上、其廟既遷、是祖廟既毀。此女則教于大宗子之室。

①底本は「發明」に作り、『宋本校記』引く足利本・景潘本は「申明」に作る。礼記疏ではこの巻の郷飲酒義疏6:1363に「此一節發明郷飲酒之禮」とあるのを除いては「發明」の語は見えていないから(郊特性注 25-10a5「以詩之義發明賓主之徳」

に対する疏、および樂記疏 37:608 引く『樂緯動声儀』中に見える「發明」と、中庸疏 33:1523 が「言夫子法明文武之徳」の「法明」を誤って「發明」とするのを除く)、ここでは足利本等に從つておく。

②底本は「婦徳」に作る。『宋本校記』引く足利本・景潘本に從い改める。

③底本は「於」に作る。經文および『宋本校記』引く足利本・景潘本に從い改める。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、此の經更に前經の婦順を成すの事を申明す。能く婦順を成す所以の者は、未だ嫁せざるの前、先ず教ふるに四徳を以てするを以てなり。故に此の經、嫁するに教ふる所の事を明らかにするなり。○「祖禰未だ毀たざれば、公宮に教ふ」とは、此れ君と骨肉たりて、親廟四有り、高祖の廟未だ毀除せられざるを謂ふ。此の嫁せんと欲するの女、公宮に教ふるなり。「祖廟既に毀たるれば、宗室に教ふ」とは、君と四從以外、高祖の父以上を同じくするを謂ふ。其の廟既に遷る、是れ祖廟既に毀たるるなり。此の女は則ち大宗子の室に教ふるなり①。

①ここで前提とされている宗法については、『礼記』喪服小記 32-7b「別子爲祖、繼別爲宗、繼禰者爲小宗。有五世而遷之宗、其繼高祖者也」および『礼記』大伝 34-10b の並行文の注・疏を参照。諸侯の庶子を祖として、その祖と血縁を有する關係を大宗と言ひ、その祖の直系の子孫が大宗子。他方、高祖以下を同じくする關係を小宗と言ひ、小宗子には高祖の直系、

曾祖の直系、祖父の直系、父の直系と四人いることになる。親廟は高祖、曾祖、祖父、父の四廟で、諸侯の場合、高祖以上はその廟は毀たれて始祖の廟に合祀されることになる。ここでは君を小宗子としない娘は「大宗子の室」に教わるときは、疏の後文では小宗子の室が近い場合は小宗子の室で教わることが言われている。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、この経では更に、前経の「婦順を成す」の事を申（かさ）ねて明らかにする。（新婦が）婦としての孝順を成し遂げることができるとは、まだ嫁がない前に、先に四徳を以て教えるからである。だからこの経では、嫁するに（際して）教えるものについて明らかにするのだ。○「祖禰がまだ毀たれていなければ、公宮で教える」とは、これは（新婦が諸侯たる）君主（や天子）と骨肉の關係にあつて、親廟が四あつて、高祖の廟がまだ毀ち除かれていない場合について言ったものだ。この場合、嫁がんとする娘を、（君主の）公宮で教えるのだ。「祖廟が既に毀たれていれば、宗室で教える」とは、（新婦が）君主（や天子）と高祖以下を同じくする）四従以外の關係にあつて、高祖の父以上を同じく場合を言ったものだ。その（共通の祖）廟は既に（始祖の廟に）遷されていて、これが「祖廟が既に毀たれている」ということだ。この（場合の）娘は、大宗子の室で教えるのだ。

【疏】（九葉裏一行）○教成祭之者、謂三月教之、其教已成、祭女所出祖廟、告以教成也。○所以成婦順也者、以爲未嫁之前、先教四

徳、又祭而告、但成其爲婦之順、欲使嫁而爲婦、奉①遵此教、而成和順。

①底本は「擧」に作る。『宋本校記』引く足利本・景潘本に従い改める。

〔書き下し文〕

○「教へ成りて之を祭る」とは、三月之に教へ、其の教へ已に成れば、女の出ずる所の祖廟に祭り、告ぐるに教への成るを以てするを謂ふなり。○「婦順を成す所以なり」とは、以為らく未だ嫁せざるの前、先ず四徳を教へ、又た祭りて告ぐるは、但だ其の婦たるの順を成し、嫁して婦たるも、此の教へを奉遵し、和順を成さしめんと欲するのみ。

〔現代語訳〕

○「教えが終われば祭る」というのは、三か月の間娘に教え、その教えがすでに完了すれば、娘の祖先の祖廟で祭り、教えが完了したことを（祖先に）告げると言うことを言うのだ。○「婦としての孝順を完成するてだてなのだ」とは、思うに、まだ嫁がない前に、先ず四徳を教えて、さらにまた（その完了を）祭つて（祖先に）告げるのは、ただその婦としての孝順を学び終え、嫁いて婦となつても、その教へを遵守して、（夫の家での）和順を成し遂げさせようと願うからなのだ。

【注】（九葉表四行）謂與天子諸侯同姓者也。嫁女者必就尊者教成之。教成之者、女師也。祖廟、女所出之祖也。公、君也。宗室、宗子之家也。婦徳、貞順也。婦言、辭令也。婦容、婉娩也。婦功、絲

麻也。祭之、祭其所出之祖也。魚蘋藻、皆水物、陰類也。魚爲俎實、蘋藻爲羹菜。祭無牲牢、告事耳、非正祭也。其齊盛用黍。云君使有司告之宗子之家。若其祖廟已毀、則爲壇而告焉。

〔書き下し文〕

天子諸侯と同姓なる者を謂ふなり。女を嫁するには必ず尊者に就きて之を教成す。之を教成する者は、女師なり。祖廟は、女の出ずる所の祖なり。公は、君なり。宗室は、宗子の家なり。婦徳は、貞順なり①。婦言は、辞令なり。婦容は、婉婉なり②。婦功は、絲麻なり。之を祭るは、其の出ずる所の祖を祭るなり。魚蘋藻は、皆な水物、陰類なり。魚は俎実たり、蘋藻は羹菜たり。祭るに牲牢無きは、事を告ぐるのみ、正祭に非ざればなり。其の齊盛は黍を用ふ。君、有司をして之に告げしむるを云ふなり。宗子の家、若し其の祖廟已に毀たるれば、則ち壇を為りて告ぐ。

① 「婦徳」以下は、上注引く『周礼』天官・九嬪注 7・24a5 参照。

② 「婉婉」の語は『礼記』内則 2821a に「女子十年不出、姆教婉婉聽從」と見えている。

〔現代語訳〕

(ここでの「婦人」とは) 天子諸侯と同姓である者について言うのだ。娘を嫁がせるに際しては必ず尊者の所に就かせて娘を教育する。(ここで) 娘を教育するのは、女師である。祖廟とは、娘の出自である祖先(の廟)のこと。(「公宮」の)「公」は、君主のこと。「宗室」は、宗子の家のこと。「婦徳」は、(婦人としての)貞順さのこと。「婦言」は、(婦人の出だす)辞令(ことば)のこと。婦容

は、(婦人のふるまいの)婉婉(たおやかさ)のこと。「婦功」は、絲麻(の功)のこと。「これを祭る」とは、娘の出自の祖先を祭るということだ。「魚」「蘋藻」は、みな水生の物で、(婦人と同じく)陰の類だ。魚は俎に載せる犠牲として、蘋藻は羹の菜として用いる。祭るのに(牛羊豕の)牲牢が無いのは、(教えが成ったとの)事を告げるだけであつて、正祭ではないからだ。その齊盛(穀物の供え物)には黍を用いる。君主は(自ら祭りを司るのではなく)、有司(係りの者)に(司らせて)これを告げさせるのだ。宗子の家で、もしその祖廟がすでに毀たれていれば、壇を作つて(その祖先に)告げるのだ。

【疏(注に対する)】(九葉裏二行)○正義曰、此云教於公宮、故知是天子諸侯同姓也。天子當言王宮、今經云公宮、知兼天子者、此云公宮、謂公之宮也。若天子公邑、官家之宮爾、非謂諸侯公宮也。此昏義雖記士昏禮之事、自此以下、廣明天子以下教女、及夫婦之義、故此經教女、舉貴者言。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、此に公宮に教ふと云ふ、故に是れ天子諸侯の同姓なるを知る。天子は当に王宮と言ふべくして、今經に公宮と云ふ①。天子を兼ねるを知れるは、此に公宮と云ふは、公の宮を謂ふ。天子の公邑②、官家の宮の若きのみ、諸侯の公宮を謂ふに非ず。此の昏義、士昏礼の事に記すと雖も、此れ自り以下、広く天子以下の教女及び夫婦の義を明らかにす。故に此の經の教女、貴き者を挙げて言ふ。

①「王宮」の語は『周礼』や『春秋左氏伝』に頻見するが（莊公十九年伝 9-18b、同二十一年伝 9-21a、同二十年伝 10-18b、僖公二十八年伝 16-23b 等）、『儀礼』および『礼記』には見えない（『礼記』祭法 46-4a に「王宮、祭日也。夜明、祭月也」とあるが、これは日を祭壇のこと）。

②「公邑」は『周礼』地官・載師 13-7b「以公邑之田任甸地」注 8b-9「公邑謂六遂餘地、天子使大夫治之」、『春秋公羊伝』昭公五年 22-10b「不以私邑累公邑也」注 10b3「公邑、君邑也。私邑、臣邑也。累、次也」参照。前者は天子の、後者は諸侯の「公邑」。

【書き下し文】

○正義に曰く、ここ（の経）に「公宮で教える」と言うことから、（ここで想定されている娘が）天子諸侯の同姓であることがわかるのだ。天子については「王宮」と言うべきなのに、今（この）経で「公宮」と言っている。（にもかかわらずこの経が）天子を兼ねて言っているのがわかるのは、ここで「公宮」と言っているのは、公（おおよけ）の宮のことを言っているからだ。（ここでの「公宮」は）天子の公邑や、官家の宮の類を言っているのであって、諸侯の公宮を言っているのではない。この昏義篇は、士昏礼の事を解釈したものであるが、ここより以下では、広く天子以下の教女（嫁ぎ行く娘への教育）及び夫婦の義を明らかにしている。だからこの経の教女では、（天子諸侯と同姓の）貴き者を挙げて言っているのだ。

【疏（注に対する）】（九葉裏四行）云嫁女者必就尊者教成之者、

按内則女子十年不出、使姆教成之、明已前恆教。但嫁前三月、特就公宮之教、欲尊之也。云教之者女師也者、即詩周南云、言告師氏、則昏禮注云、姆、婦人五十、無子出者也。

【書き下し文】

「女を嫁する者必ず尊者に就きて之を教成す」と云ふは、按ずるに内則に女子十年出でず、姆をして之を教成せしむれば、明かに已前の恆教あり①。但だ嫁前三月、特に公宮の教へに就かしめて、之を尊くせんと欲するなり。之を教ふる者は女師なりと云ふは、即ち『詩』周南（葛覃）に云ふ、「言（われ）師氏に告ぐ」（の師氏）なり②、則ち昏礼注に云ふ、「姆、婦人五十にして、子無くして出ずる者」なり③。

①『礼記』内則 28-21a には「女子十年不出、姆教婉娩聽從、執麻枲、治絲繭、織紵組紃、學女事、以共衣服」とある。なお、内則注 21b1 では「婉、謂言語也。媵之言媚也、媚謂容貌也」と「婉媵」を言語と容貌に区分しており、『周礼』九嬪注 7-24a5 が「婉媵」を「婦容」に当てているのと異なっている。

②『詩』周南・葛覃 1-24a「言告師氏、言告言歸。」その毛伝 4a5 は「言、我也。師、女師也。古者女師教以婦德・婦言・婦容・婦功、祖廟未毀、教于公宮三月。祖廟既毀、教于宗室。婦人謂嫁曰歸」と注し、鄭箋 4a3 は「我告師氏者、我見教告于女師也。教告我以適人之道」と注する。

③『儀礼』士昏礼 5-1b「姆纒笄宵衣在其右」注 1b9 では「姆、婦人年五十無子、出而不復嫁、能以婦道教人者、若今時乳母矣」となっている。

〔現代語訳〕

「娘を嫁がせる者は必ず尊者のところに就いて娘を教え成す」と言うのは、按ずるに(『礼記』内則に「女子は(生まれて)十年(家を)出でず、姆(うば)にこれを教育させる」とあることよりすれば、(婚前)以前からの日常的な教育があるのは明らかだ。ただ嫁前の三か月は、特に公宮の教えに就かせて、娘が(より洗練されて)尊くなることを望むのだ。「娘を教える者は女師である」と言うのは、すなわち『詩』周南(葛覃)で「言(われ)師氏に告ぐ」と言われる「師氏」のことであり、つまりは士昏礼注で「姆とは、五十歳(以上)の婦人で、子が無くて離縁された者」と言われる「姆」のことである。

【疏(注に対する)】(九葉裏五行)云祖廟女所出之祖也者、謂女父與君所分出之祖、或與君共高祖而分出以下皆然。與諸侯共高祖、廟未毀、所出之女、皆自公宮教之。天子雖七廟、親廟上自高祖以下也。

〔書き下し文〕

「祖廟は女出る所の祖なり」と云ふは、女父と君と分れ出る所の祖、或は君と高祖を共にして分れ出ざるより以下皆然るを謂ふ①。諸侯と高祖を共にして、廟未だ毀たれざれば、出る所の女、皆な公宮に自りて之に教ふ。天子は七廟なりと雖も、親廟は上は高祖より以下なり②。

①この説明だと、女の父が君と高祖を共にしていれば、公宮で娘に教えることになり、『儀礼』士昏記注64a2で「祖廟、

女高祖爲君者之庶也」と言うのと二世代ずれることになる。『白虎通』嫁娶篇も昏義篇のこの部分を引いて「與君有緦麻之親者、教於公宮三月、與君無親者、各教於宗廟宗婦之室」と言うから、この部分の解釈としては、士昏記注に従うべきである。ただ、現行の君主と同じ世代に属するのは、娘の父の方であるから、単に祖廟が毀たれているか否かで考えるならば、娘の高祖ではなく、娘の父の高祖で考えることになる。疏の後文9b10で「此女出於君之高祖」と言うのも、この娘の高祖の父(＝娘の父の高祖)が現行の君主の高祖であることを排除しない表現となっている。

②『礼記』王制12.13b「天子七廟、三昭三穆、與大祖之廟而七」注13b4「此周制。七者大祖及文王武王之祧、與親廟四。

大祖、后稷」参照。「天子七廟」は『礼記』礼器23.6aにも見え、『礼記』祭法46.7aには「王立七廟一壇一墀」とある。

〔現代語訳〕

「祖廟は娘の生まれ出でた祖先(の廟)である」と言うのは、娘の父が君主から分れ出でた祖先について、君主と高祖を共にして分れ出でた場合より以下、(すなわち君主と曾祖父以下を共にする場合も含んで)皆なそのように(して公宮で娘を教育)することを言っただけだ。諸侯と高祖(以下)を共にして、(高祖以下の)廟がまだ毀たれていなければ、それを出自とする娘については、皆な公宮においてこれに教えるのだ。天子の場合は七廟ではあるが、(直近の祖先の廟である)親廟については高祖を上限としてそれ以下を数える(から諸侯の場合と同じになる)のだ。

【疏（注に対する）】（九葉裏八行）云公君也者、鄭恐唯謂諸侯之公、故解公爲君、天子諸侯皆稱君。云宗室宗子之家也者、鄭注不云大宗小宗、則大宗小宗之家、悉得教之。與大宗近者、於大宗教之。與大宗遠者、於小宗教之。此記謂君之同姓。若君之異姓、異姓始祖在者、其後亦有大宗小宗、其族人嫁女、各於其家也。

〔書き下し文〕

「公は君なり」と云ふは、鄭唯だ諸侯の公を謂ふのみならんことを恐る、故に公を解して君と爲し、天子諸侯皆な君と称す。「宗室は宗子の家なり」と云ふは、鄭注、大宗小宗を云はざれば、則ち大宗小宗の家、悉く得て之に教ふ。大宗と近き者、大宗に於て之を教ふ。大宗と遠き者、小宗に於て之に教ふ。此の記は君の同姓を謂ふ。若し君の異姓なれば、異姓の始祖在る者、其の後も亦た大宗小宗有り。其の族人、女を嫁するに、各おの其の（大宗小宗の）家に於てするなり。

〔現代語訳〕

「公とは君のことである」と言うのは、鄭玄は（この「公」が）ただ諸侯の公を言う（ものと誤解される）のを恐れて、それ故に「公」を「君」と解し、天子諸侯（の双方を指して）を皆な「君」と称したのだ。「宗室とは宗子の家のことだ」と言うのは、（この）鄭注では大宗小宗を（区別して）言っていないのであれば、つまりは大宗の家も小宗の家も、いずれも娘に教えることができるのだ。大宗（の家）に近い者は、大宗（の家）で娘に教え、大宗（の家）と遠い者は、小宗（の家）で娘に教えるのだ。この昏義の記載は君主と

同姓の者について言ったものだ。君主と異姓の者については、その異姓についての始祖が存在し、その後裔についてまた大宗小宗がある。その一族の者は、娘を嫁がせるのに、それぞれその（大宗小宗の）家において（娘の婚前教育を）するのだ。

【疏（注に対する）】（九葉裏十行）云祭之、祭其所出之祖也者、此女出於君之高祖、則祭高祖廟。出於君之曾祖、則祭曾祖。以下皆然。女親行祭、詩云、誰其尸之、有齊季女、是也。

〔書き下し文〕

「之を祭るは、其の出づる所の祖を祭るなり」と云ふは、此の女、君の高祖より出づれば、則ち高祖の廟に祭り、君の曾祖に出づれば、則ち曾祖を祭り、以下皆な然り。女親ら祭を行ふは、『詩』（召南・采蘋）に云ふ、「誰か其れ之に尸たらん、齊たる季女有り」と①、是れなり。

①『詩』召南・采蘋 1.4.5a 「誰其尸之、有齊季女。」毛伝 5a 「尸、主。齊、敬。季、少也」。なお、毛伝では「古之將嫁女者、必先禮之於宗室、牲用魚、芼之以蘋藻」と、これを親迎の際の「禮（＝體）婦」と混同しているが、鄭箋 5a は「體婦」においては「祭事」は無いとして、これをあくまで「教成之祭」について言ったものであるとする。

〔現代語訳〕

「これを祭ると言うのは、自分の生まれ出でた祖先を祭ると言うこと」と言うのは、（もし）この娘が、君主の高祖を出自とするならば、高祖の廟に祭り、（もしこの娘が）君主の曾祖を出自とするな

らば、曾祖（の廟）に祭り、（君主の祖父）以下（を出自とする場合も）皆なそのようにすることだ。（これを祭るに際して）娘が親ら祭りを行うというのは、『詩』（召南・采蘋）に「誰が祭りの主となるか、慎み深い若き娘が」と言うのが、それを示している。

【疏（注に対する）】（十葉表一行）云祭無牲牢、告事耳、非正祭也者、以祭君之廟、應用牲牢、今其俎唯魚、故云告事耳、非正祭也。云其齊盛用黍者、以其告^①祭不用正牲、則無稻粱、既以蘋藻爲羹、則當有齊盛。此士祭、特性黍稷、故知此亦用黍也。

①底本は「教」に作る。『宋本校記』引く足利本・景潘本に従い改める。

「書き下し文」

「祭るに牲牢無し、事を告ぐるのみ、正祭に非ざるなり」と云ふは、君の廟に祭るに、応に牲牢を用ひるべきに①、今其の俎唯だ魚のみなるを以て、故に「事を告ぐるのみ、正祭に非ざるなり」と云ふ。「其の齊盛^②、黍を用ふ」と云ふは、以（おもへ）らく其の告祭、正牲を用ひざれば、則ち稻粱無きも、既に蘋藻を以て羹を為さば、則ち當に齊盛有るべし③。此れ士祭に、特性黍稷あり④、故に此れも亦た黍を用ふるを知るなり。

①「牲牢」については、『詩』小雅・瓠葉序「牲牢（醢食）餼」注 153-3a9「牛羊豕爲牲、繫養者曰牢、熟曰（醢食）、腥曰餼、生日牽」参照。

②「齊盛」の語は『礼記』祭義 48-1b「以爲醴酪齊盛」、祭統 49-3b

「是故天子親耕於南郊以共齊盛」、表記 54-26a「子曰牲醴禮樂齊盛」に見える。『礼記』中では「粢盛」とも記され（郊特性 25-20b「唯社丘乘共粢盛」、雜記下 43-15b「某不敏、不能從而共粢盛」、表記 54-12a「粢盛秬鬯」）郊特性疏 25-21b8 では「粢、稷也。稷曰明粢。在器曰盛」と解されている。『春秋』三伝、『孟子』においても「粢盛」の語が用いられ、三伝の注はいずれも「黍稷曰粢、在器曰盛」と解しており（『左氏伝』桓公六年注 6-18g3、『公羊伝』桓公十四年注 5-13b7『穀梁伝』桓公十四年注 4-9a1）、趙岐は滕文公下 6s5b「禮曰、諸侯耕助以供粢盛」に対しては 6a2「粢、稷。盛、稻也」と注し、尽心下 14s7b「犧牲既成、粢盛既絜」に対しては 7b10「梁稻已成絜精」と注している。また、『周礼』では「齋盛」と記され、鄭玄は「齋盛、祭祀所用穀也。粢、稷也。殺者稷爲長、是以名云。在器曰盛」（天官・甸師注 4-15a2）、「齋盛謂黍稷稻粱之屬可盛、以爲簠簋實」（春官・春人注 16-23a7）、「粢、六穀也。在器曰盛」（春官・肆師 19-13b「祭之日表齋盛告絜」注 14a1）等に注している。この疏で「稻粱」に言及するのは、この鄭注や上の趙注を意識していることか。「齊盛」については他に『詩』小雅・甫田毛伝 14-1-6a4の解釈「器實曰齊、在器曰盛」がある。

③祭祀に黍稷稻粱を用いることについては、『周礼』地官・春人 16-23a「祭祀共其齋盛之米」注 22a7「齋盛謂黍稷稻粱之屬、可盛以爲簠簋實。」「周礼』地官・舍人 16-20b「凡祭祀、共簠簋、實之陳之」注 20b2「方曰簠、圓曰簋、盛黍稷稻粱器。」「周礼』春官・小宗伯 19-4a「辨六齋之名物與其用」注 6a10「齋讀

爲黍、六粢謂六穀、黍稷稻粱麥苽。」参照。

④士祭において黍稷が用いられることは、『儀礼』特性饋食礼 45.3aに「主婦設兩敦黍稷于俎南西上」とあることからわかる。ここでは「此士祭」となっているが、経文ではこの告祭を行おうのを士の娘だけに限定してはいないし、天子諸侯の廟で行われる祭りが「士祭」と呼ばれるべきものであるのかについても疑問が残る。あるいは「此」は「以」の誤りで、下の「故」と呼応するか。ここでは「以」の誤りであったとして訳を与えておく。

〔現代語訳〕

「祭るのに牲牢（家畜の犠牲）が無いのは、（婦教が成った）事を告げるだけであって、正祭ではないからだ」と言うのは、君主の廟で祭るに際しては、牲牢を用ひるべきであるのに、今（ここでは）その俎に唯だ魚が供えられるだけであるので、それ故に「事を告げるだけで、正祭ではないのだ」と言うのだ。「その斉盛には、黍を用いる」と言うのは、思うにこの告祭では、（牛羊豕の）正性を用ひていないから、（それに副えられる）稲粱は無いのであるが、蕡藻で羹を作るとあれば、（そこに加えられる穀物の）斉盛はあるはずである。（その穀物については）士祭で特性黍稷を用いることから、ここでもまた黍を用いることがわかるのだ。

【疏（注に対する）】（十葉表三行）「云君使有司告之者、約雜記費廟使有司行之、故知此告成之祭、亦使有司也。若有卿大夫以下、則女主之宗子掌其禮也。云若其祖廟已毀則爲壇而告焉者、此謂與宗子

或同曾祖、假令宗子爲士、只有父祖廟、曾祖高祖無廟、則爲壇於宗子之家而告焉。若與宗子同曾祖、則爲壇告曾祖焉。若與宗子同高祖、則爲壇告高祖焉。此注或有作壇者誤也。所以知者、以祭法篇適士二廟一壇、則曾祖爲壇也。大夫三廟二壇、則高祖及高祖之父爲壇。或可宗子爲中士下士、但有一廟①無壇、則爲壇而告之也。

①底本は「二廟」に作る。『宋本校記』引く足利本・景潘本により改める。

〔書き下し文〕

「君、有司をして之を告げしむ」と云ふは、雜記の廟に鬯（ちぬ）るに有司をして之を行はしむるに約す①、故に此の告成の祭も、亦た有司にせしむるを知る。若し卿大夫以下有れば、則ち女主の宗子其の礼を掌るなり。「若し其の祖廟已に毀るれば、則ち壇を為りて告ぐ」と云ふは、此れ宗子と或は曾祖を同じくせば、假令（かり）に宗子、士と為りて、只だ父祖の廟のみ有りて、曾祖高祖廟無くんば、則ち壇を宗子の家に為りて告ぐるを謂ふ。若し宗子と曾祖を同じくせば、則ち壇を為りて曾祖に告げ、若し宗子と高祖を同じくせば、則ち壇を為りて高祖に告ぐ。此の注、或は壇に作る者有るは、誤りなり。知れる所以は、以（おもへ）らく祭法篇の適士二廟一壇は②、則ち曾祖、壇を為り、大夫三廟二壇は、則ち高祖及び高祖の父、壇を為るも或は可なり。宗子、中士下士たれば、但だ一廟有りて壇無くんば、則ち壇を為りて之に告ぐるなり。

①費廟の礼は『礼記』雜記下 43-13a「成廟則鬯之」以下の一段を参照（また『大戴礼記』諸侯費廟篇参照）。

②以下の記述は『礼記』祭法 45.8a「是故王立七廟一壇一壇、

曰考廟、曰王考廟、曰皇考廟、曰顯考廟、曰祖考廟、皆月祭之。…諸侯立五廟一壇一壇、…大夫立三廟二壇、曰考廟、曰王考廟、曰皇考廟、享嘗乃止。…適士二廟一壇、曰考廟、曰王考廟、享嘗乃止。顯考無廟有禱焉、爲壇祭之、去壇爲鬼。官師一廟、曰考廟。王考無廟而祭之。去王考爲鬼。」注 806「封土曰壇、除地曰壇。書曰、三壇同壇。… 9a2 適士、上士也。官師、中士下士。庶士、府史之屬。此適士云顯考無廟、非也。當爲皇考字之誤」参照。

〔現代語訳〕

「君主は、有司にこれを告げさせる」と言うのは、『礼記』雜記篇（の記述）で廟に奠（ちぬ）る際に有司にこれを行わせる（としている）ことから推し量って、それ故にこの告成の祭も、また有司にさせると言うことがわかるのだ。（「公宮」ではなく）卿大夫以下（の「宗室」でこれを行う）ならば、女主（告祭を行う娘）の宗子（その礼を掌るのだ。「もしその祖廟がすでに毀たれているならば、壇を作って告げる」と言うのは、これは（娘が）宗子とあるいは曾祖を同じくしたとして、（その場合）かりに宗子が士であつて、ただ父祖の廟だけがあつて、曾祖高祖の廟が無かつたとすれば、（曾祖高祖を祭る）壇を宗子の家につけて（そこで）告げることと言つたものだ。もし（娘が）宗子と曾祖を同じくすれば、壇を作つて曾祖に告げ、もし宗子と高祖を同じくすれば、壇を作つて高祖に告げるのだ。この注で（「壇」を）「壇」に作つているテキストがあるが、（それは）誤りだ。（それが誤りであると）わかるのは、おもに祭法篇には「適士は二廟一壇」とあつて、（適士＝上士の場合

は）曾祖に対して壇を作ることができし、「大夫は三廟二壇」とあつて、（大夫の場合は）高祖と高祖の父に対して壇を作ることができるかたちになっているからだ。宗子が、中士下士の場合は、（祭法篇の規定でも）ただ一廟だけがあつて壇（土盛り）は無いから、（地を掃つて）壇を作つてこれに告げるのだ。

【経】（十葉表七行）○古者天子后立六宮、三夫人、九嬪、二十七世婦、八十一御妻、以聽天下之内治、以明天下之章婦順、故内和而家理①。天子立六官、三公、九卿、二十七大夫、八十一元士、以聽天下之外治、以明章天下之男教、故外和而國治。故曰、天子聽男教、后聽女順。天子理陽道、后治陰德。天子聽外治、后聽内職。教順成俗、外内和順、國家理治、此之謂盛德。

①底本は「以明章婦順、故天下内和而家理」に作る。王夢鷗『礼記校証』に従い改める。

〔書き下し文〕

○古者天子の後、六宮、三夫人、九嬪、二十七世婦、八十一御妻を立て、以て天下の内治を聴き、以て天下の婦順を明章す。故に内和して家理まる。天子、六官、三公、九卿、二十七大夫、八十一元士を立て①、以て天下の外治を聴き、以て天下の男教を明章す。故に外和して国治まる。故に曰く、天子は男教を聴き、后は女順を聴く。天子は陽道を理め、后は陰徳を治む。天子は外治を聴き、后は内職②を聴く。教順もて俗を成し、外内和順し、国家理治す。此れを之れ盛徳と謂ふ。

①『礼記』王制 11.17「天子三公、九卿、二十七大夫、八十

一元士」参照。

②校勘記は毛本等が「内職」を「内治」に作ることを指摘し、「内職」に作るのを是とするが、「内職」の語は三礼ではここに見えるのみであり、上文に「天子后…以聽天下之内治」とあることよりすれば、あるいは「内治」の方が正しいのかも知れない。ちなみに「内治」の語も三礼では他に『周礼』天官・女史 *yu* に「女史掌王后之禮職、掌内治之貳以詔后治内政、逆内宮、書内令、凡后之事以禮從」の一例があるのみである。その鄭注は *yu* 「内治之法、本在内宰書而貳之。」

〔現代語訳〕

○古者（いにしえ）は天子の後は、六宮に、三夫人、九嬪、二十七世婦、八十一御妻を立てて、天下の（婦人を治める）内治を聴き、そうして天下の婦としての孝順を明章（あきらかに）したのだ。だから家の内が調って家が治まったのだ。天子は、六宮に、三公、九卿、二十七大夫、八十一元士を立てて、天下の（男達を治める）外治を聴き、そうして天下の男としての教えを明章（あきらかに）したのだ。だから家の外が調って国が治まったのだ。だから言うのだ、「天子は男の教えを聴き、后は女の孝順を聴く。天子は陽道を治め、后は陰徳を治める。天子は家外の治を聴き、后は家内の職を聴く。（そうして、男への）教えと（女への）孝順によつて世俗を成し、（家）外も（家）内もよく調って、国も家も治まるようにする」と。これを盛徳と言うのだ。

【疏】（十葉裏七行）○正義曰、此一經、因上夫婦昏禮之事、故此

明天子與后、各立其官、掌内外之事、法陰陽所爲。但后之所立六宮、周之法也。天子所爲立六宮、夏之制也。欲見其數相當、故以夏周相對爲内外也。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、此の一經、上の夫婦昏禮の事に因りて、故に此に天子と后と、各おの其の官を立て、内外の事を掌り、陰陽の爲す所に法るを明らかにす。但だ后の立つる所の六宮は、周の法なり。天子爲に立つる所の六宮は、夏の制なり。其の数の相ひ当たるを見（しめ）さんと欲す、故に夏周を以て相ひ対して内外と爲すなり。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、この経文は、上経で夫婦昏禮の事（を説いているの）に因り、天子と后とが、それぞれにその官を立てて、内外の事を掌り、（その際に）陰陽のはたらきに法ることを明らかにしたものだ。ただ后が立てる六宮は、周の法、天子が立てる六宮は、夏の制である。（ここでは）その数が（天子と后とで）相ひ当たるのを示そうとして、夏周の制度を内外の対にして挙げたのだ。

【注】（十葉裏五行）天子六寢、而六宮在後、六宮在前、所以承副施内外之政也。三夫人以下百二十人、周制也。三公以下百二十人、似夏時也。合而言之、取其相應有象天數②也。内治、婦學之法也。陰徳、謂主陰事陰令也。

①底本は「大數」に作る。校勘記引く嘉靖本等に従い「天數」に改める。

〔書き下し文〕

天子六寢にして、六宮後に在り、六官前に在るは、承嗣して外内の政を施す所以なり。三夫人以下百二十人は、周制なり。三公以下百二十人は、夏時に似たり。合して之を言ふは、其の相ひ応じて天數に象どる有るに取るなり。内治は、婦学の法なり。陰徳は①、陰事陰令②を主（つかさど）るを謂ふ。

①「陰徳」は三礼では他に用例を見ない。『周礼』春官・大宗伯 18-26a に「以天産作陰徳」とあり、鄭司農は 26a3 「陰徳、謂男女之情、天性生而自然者」と注するが、これは婦人の徳とは無関係であろう。

②「陰事陰令」は『周礼』天官・内小臣 20b に「掌王之陰事陰令」と見えており、その注 20b2 に「陰事、羣妃御見之事、若今掖庭令、晝漏不盡八刻白録所記推當御見者。陰令、王所求爲於北宮」とある。

〔現代語訳〕

天子には六寢（六つのねや）があつて、六宮がその後であり、六宮がその前にあるのは、（天子を）ささえ助けて外内の政事を施行するためである。三夫人以下の百二十人は、周の制度だ。三公以下の百二十人は、夏の時（の制度）に似たり。（三夫人以下と三公以下を）あわせて言うのは、それが相い応じて（ともに）天の數に象つている点によるのだ。「内治」とは、婦学の法のこと。「陰徳」とは、（群妃を王につかえさせる）陰事や（王が六宮に求める仕事に關する）陰令をつかさどることを言うのだ。

【疏（注に対する）】（十葉裏九行）○正義曰、按宮人云、掌王之

六寢之修。注、路寢一、小寢五、是天子六寢也。云六宮在後者、后之六宮、在王之六寢之後、亦大寢一、小寢五。其九嬪以下、亦分居之。其三夫人、雖不分居六宮、亦分主六宮之事。或二宮則一人也、或猶如三公分主六卿之類也。云六宮在前者、六卿之官、在王六寢之前。其三孤亦分主六官之職、摠謂之九卿。故考工記云、外有九室、九卿朝焉、是也。云三公以下百二十人者、周三百、此百二十人、延於百數、故云、似夏時。以無正文、故稱似也。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、按ずるに（『周礼』天官・）宮人 6-6a に云ふ、「王の六寢の修を掌どる①」と。注 6a7 に、「路寢一、小寢五」と、是れ天子の六寢なり。「六宮後に在り」と云ふは、後の六宮、王の六寢の後に在り、亦た大寢一、小寢五あり。其の九嬪以下も、亦た之に分居す②。其の三夫人、六宮に分居せずと雖も、亦た六宮の事を分主す。或は二宮に則ち一人なり、或は猶ほ三公の六卿を分主するの類の如し。「六官前に在り」と云ふは、六卿の官、王の六寢の前に在り。其の三孤③も亦た六官の職を分主し、摠じて之を九卿と謂ふ。故に（『周礼』考工記（・匠人） 4-20a に云ふ、「外に九室有りて、九卿朝す」と、是れなり。「三公以下百二十人」と云ふは、周は三百、此れ百二十人にして、百數に延（およ）ぶ④、故に云ふ、夏時に似たり、と。正文無きを以て、故に似たりと稱す。

①「修（＝脩）」については、その疏 6a10 が『周礼』春官・守祧 2-17b 「其廟則有司脩除之」を引いて「掃除」の義とするのを参照。

②「九嬪以下」以下の記述は『周礼』考工記・匠人 4-20b 「内

有九室、九嬪居之。外有九室、九卿朝焉。」注 2806 「内、路寢之裏也。外、路門之表也。九室、如今朝堂、諸曹治事處。九嬪掌婦學之法、以教九御。六卿三孤爲九卿」参照。

③「三孤」は『尚書』周官 183b 「立太師太傅太保、茲惟三公。少師少傅少保曰三孤」参照。

④ここでの官職数、官員数については、『礼記』明堂位 31-19a 「有虞氏官五十、夏后氏官百、殷二百、周三百」参照。その注 19a5 に「周之六卿、其屬各六十、則周三百六十官也。此云三百者、記時冬官亡矣。昏義曰、天子立六官、三公、九卿、二十七大夫、八十一元士。凡百二十、蓋謂夏時也。以夏周推前後之差、有虞氏官宜六十、夏后氏宜百二十、殷宜二百四十、不得如此記也」と言う。なお、『礼記』王制 117b 「天子三公、九卿、二十七大夫、八十一元士」注 17b5 も「此夏制也、明堂位曰、夏后氏之官百、舉成數也」と言う。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、按ずるに（『周礼』天官・宮人に、「宮人は」王の六寝（六つのねや）の清掃をつかさどる」と言う。その注に、「六寝は）路寝一、小寝五」とあり、これが天子の六寝である。「六宮が（その）後にある」と言うのは、後の六宮が、王の六寝の後にあって、また大寝一、小寝五であるということだ。その九嬪以下も、またこの六宮に分属する。その三夫人は、六宮に分属するわけではないが、また六宮の事を分担するのだ。（すなわち）あるいは二宮ごとに一人が担当し、あるいは三公が六卿（全体の監督）を（三人で）分担するようにする。「六官は（その）前にある」と言うのは、

六卿の官が、王の六寝の前にあるということだ。（少師・少傅・少保の）三孤もまた六宮の職務を分担するので、合わせてこれを九卿と言うのだ。だから（『周礼』考工記（・匠人）に、「外には九室があつて、九卿が（ここに）朝する」と言うのが、これに当たるのだ。「三公以下百二十人」と言うのは、周（の官数）が三百であるのに対し、ここは百二十人であつて、（『礼記』明堂位の「夏后氏官百」に近い）百人強であるから、「夏の時（の官数）に似たり」と言うのだ。（ただ、礼の）正文に記載がないので、それで「似たり」と称しているのだ。

【疏（注に対する）】（十一葉表二行）云内治婦學之法也者、案九嬪職云、掌婦學之法、故知内治是婦學也。云陰德謂主陰事陰令也者、案内宰掌王之陰事陰令。注云、陰事、謂羣妃御見之事。陰令、爲王所求爲於北宮也。

〔書き下し文〕

内治は婦学の法なりと云ふは、案ずるに（『周礼』天官・宮人に）云ふ、「婦学の法を掌る」と、故に内治①は是れ婦学なるを知るなり。陰德は陰事陰令を主どるを謂ふと云ふは、案ずるに内宰②「王の陰事陰令を掌る」と。注に云ふ、「陰事は、羣妃御見の事を謂ふ。陰令は、王の求めて北宮③に為さんとする所と爲す」と。

①「内治」は『周礼』天官・女史 83a にも「掌内治之貳」と見えている。鄭玄は「内治之法、本在内宰、書而貳之」と注し、『周礼』天官・内宰 212a 「内宰掌書版圖之灋、以治王内之政令」に結び付けている。内宰の鄭玄注 212b は「版、謂宮

中閤寺之屬及其子弟錄籍也。圖、王及后世子之宮中吏官府之形象也。政令、謂施闔寺者。」

② 「内宰」は「内小臣」の誤り。『周礼』天官・内小臣 720b

「掌王之陰事陰令。」注 2022 「陰事、羣妃御見之事。若今掖庭令書漏不盡八刻白録所記推當御見者。陰令、王所求爲於北宮。」

疏 2063 「陰事羣妃御見之事者、謂若九嬪職後鄭所云者是也。

又云陰令王所求爲於北宮者、王於北宮求爲謂、若縫人(『周礼』天官 8-12b) 女御(天官 8-11a) 爲王裁縫衣裳及絲枲織紵之等、皆是王之所求索王之所造爲者也。言北宮者、對王六寢在南、以后六宮在北、故云北宮也。」

③ 同じ意味で用いられる「北宮」の語は『周礼』天官・内宰 7-18a に見え、その注 18a3 に「北宮、后之六宮」とある。

〔現代語訳〕

「内治は婦学の法のこと」と言うのは、案ずるに(この経で言及している九嬪について)『周礼』天官・九嬪で「婦学の法をつかさどる」と言っていることから、「内治」が「婦学(の法)」であることがわかるのだ。「陰徳とは陰事陰令をつかさどることを言う」と言うのは、案ずるに『周礼』天官の内宰(内小臣の誤り)に、「王の陰事陰令をつかさどる」とあって、その注に、「陰事とは、群妃が(天子に)御見することを言う。陰令とは、王が北宮(＝六宮)に求める(裁縫等の)仕事のことである」と言っている。

【経】(十一葉表四行) 是故男教不脩、陽事不得、適見於天、日爲

之食。婦順不脩、陰事不得、適見於天、月爲之食。是故日食、則天子素服、而脩六宮之職、蕩天下之陽事。月食、則后素服、而脩六宮之職、蕩天下之陰事。故天子之與后、猶日之與月、陰之與陽、相須而后成者也。

〔書き下し文〕

是の故に男教脩めず、陽事得ざれば、適(せ)め天に見(あらは)れ、日之が爲に食ふ。婦順脩めず、陰事得ざれば、適め天に見れ、月之が爲に食ふ。是の故に日食はば、則ち天子素服して①、六宮の職を脩め、天下の陽事を蕩(はら)ふ。月食はば、則ち后素服して、六宮の職を脩め、天下の陰事を蕩ふ。故に天子と后と、猶ほ日と月と、陰と陽とのごとく、相ひ須ちて而る后に成る者なり。

① 災変等において「素服」することについては、『周礼』春官・司服 2-12b 「大札大荒大裁素服。」注 12b3 「大札、疫病也。

大荒、饑饉也。太裁、水火爲害。君臣素服縞冠、若晉伯宗哭梁山之崩、『礼記』玉藻 29-5a 「年不順成、則天子素服、乘素車、食無樂」に見える。

〔現代語訳〕

だから男に対する教が修まらず、(男の行)陽事が正しきを得ない場合は、その咎が天にあらわれて、日食が起こり、婦としての孝順が修まらず、(女の行)陰事が正しきを得ない場合は、その咎が天にあらわれて、月食が起こるのだ。だから日食が起こると、天子は素服を着けて、六宮の職を治め、天下の陽事(の穢れ)を除き、月食が起こると、后は素服を着けて、六宮の職を治め、天下の陰事(の穢れ)を除くのだ。だから天子と后とは、ちょうど日と月、陰

と陽のように、たがいに助け合つて（天下の教化を）完成させるものなのだ。

【注】（十一葉表十行）適之言、責也。食者、見道有虧傷也。蕩、蕩滌去穢惡也。

〔書き下し文〕

適の言、責なり。食とは、道に虧傷有るを見（しめ）すなり。蕩は、蕩滌して穢惡を去るなり。

〔現代語訳〕

「適」は「責」の言い方で（「せめ」「とがめ」の意味で）ある。（日月の）「食」とは、（天子の行う）道に欠けたところがあることを示すものだ。「蕩」は、蕩滌して（洗い清めて）穢惡（けがれ）を取り去るといふことだ。

【疏】（十一葉裏五行）○正義曰、此以下説男女之教、若其不得、日月爲之適食、又明天子與后、是父之與母之義。○是故日食、則天子素服、而脩六官之職、蕩天下之陽事者、謂救日之時、著素服①、蕩除天下之陽事有穢惡者。案左傳昭三十一年十二月辛亥朔日有食之、庚午之日始有適。適、謂日之將食之氣。氣見於上、所以責人君也。故詩云、十月之交、朔月辛卯、日有食之、亦孔之醜。又云、此日而食、于何不臧。是君之不善而日食。

①原文は「謂救日之食者素服」に作る。『宋本校記』引く足利本・景澤本に従い改める。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、此れ以下、男女の教、若し其れ得ざれば、日月之が爲に適め食ふを説き、又天子と后と、是れ父と母たるの義を明らかにす。○是の故に日食はば、則ち天子素服して、六官の職を脩め、天下の陽事を蕩ふとは、日を救ふの時、素服を着けて、天下の陽事の穢惡有る者を蕩除するを謂ふ。案ずるに『左伝』昭三十一年53-20b「十一月辛亥朔、日之之を食ふ有り。」53-21a「庚午の日始めて適有り。」適は、日の將に食せんとするの氣を謂ふ①。氣上に見はるるは、人君を責むる所以なり。故に『詩』（小雅・十月之交12-22a）に云ふ、「十月之交、朔月辛卯、日之之を食ふ有り、亦た孔（はなは）だ之れ醜（あ）し」と②。又云ふ（12-25a）、「此の日にして食ふ、于（ああ）何ぞ臧（よ）からざる」と③。是れ君の不善にして日食ふなり。

①『左伝』昭三十一年杜預注53-219は「適、變氣也」と注し、その疏21b2では昏義篇のこの部分を引く。

②『詩』小雅・十月之交・毛伝12-22b1「之交、日月之交會。

醜、惡也。」

③『詩』小雅・十月之交・12-25a鄭箋「臧、善也。」

〔現代語訳〕

○正義に曰く、これより以下は、男女の教が正しきを得ないのであれば、そのために咎めとして日月の食が起ることを説き、さらにまた、天子と后とが、（民の）父と母であることの義を明らかにしたものだ。○「それゆえ日食が起きれば、天子は素服して、六官の職を脩て、天下の陽事（の穢れ）を除き去る」とは、（食した）日を救うに際し、素服を着けて、天下の陽事の穢れを除き去ることを

言うのだ。案ずるに『春秋左氏伝』昭公三十一年に「十二月辛亥朔、日食が起こつた。」（その四十一日前の）庚午の日に始めて謫（とが）があつた。」とあり、この「謫」（とが）とは、日食を起こせうとする氣のことを言うのだ。（この）氣が上にあらわれるのは、それによつて人君を譴責しようとしてのこと。だから『詩』（小雅・十月之交）に「十月で日月の交わる、朔月辛卯の日に、日食が起こつた。なんとも悪しきことだ」と言い、また「この日できえも日食が起こつた、ああなんと不吉なことか」と言っている。これは君主の不善によつて日食が起こつたことを言うのだ。

【疏】（十一葉裏九行）凡日食、若壬午朔、日有食之。左傳云、公問於梓慎、禍福何爲。對曰、二至二分、日有食之、不爲災也。日月之行也、分同道也、至相過也。其他月則爲災、陽不克也。故常爲水也。

「書き下し文」

凡そ日の食ふは、壬午朔に、日の之を食ふ有るが若きは、『左伝』（昭公二十一年伝 505a）に云ふ、「公、梓慎に問ふ。禍福何をか爲す、と。對へて曰く、二至二分、日の之を食ふ有るは、災と爲さず。日月の行なり。分は同道なり、至は相ひ過ぐるなり。其の他の月は則ち災と爲す。陽、克たざればなり。故に常に水と爲す」と①。

①昭公二十一年経「秋七月壬午朔、日有食之」に対する伝。『左氏伝』の原文では「禍福何爲」の前に「曰是何物也」の一句がある。

〔現代語訳〕

凡そ日食については、壬午の朔に日食が起こるのについては、『左伝』（昭公二十一年伝）に以下のように言っている。「（昭）公が、梓慎に問うた。（この日食の）禍福は何だ。（梓慎が）答えて言う。（冬至・夏至の）二至と（春分・秋分の）二分（の月）に日食が起こるのは、災異とは見なしません。日月の（通常の）運行です。（二分の）「分」は（日月が）同じ道を通ること、（二至の）至は（日月が）たがいになれ違ふこと（で、この月に日食が起こるのはむしろ当然です）。その他の月（に日食が起こつた場合）は災異と見なしません。陽が勝たなかつたから（日食となつたの）です。だから常に水（の災異）と見なします」と。

【疏】（十一葉裏十行）然詩之十月、則夏之八月、秋分日食而爲災者、以辛卯之日、卯往侵辛、木反克金、故爲災。昭七年夏四月甲辰朔日有食之、而大咎衛君上卿。四月、夏之二月、爲災者、以其甲辰之日、甲爲木、辰爲土、木當克土①、今日食、土反克木、故爲災也。

①底本は「卯當克土」に作る。意を以て改める。

「書き下し文」

然らば『詩』の十月は、則ち夏の八月、秋分に日食ひて災と爲すは、辛卯の日に、卯往きて辛を侵し、木、反て金に克つを以て、故に災と爲す①。昭七年夏四月甲辰朔、日の之を食ふ有りて、大いに衛君と上卿とを咎む②。四月は、夏の二月にして、災と爲すは、其の甲辰の日、甲は木たり、辰は土たりて、木は当に土に克つべきに、今日食ひて、土、反て木に克つを以て、故に災と爲すなり。

①『詩』小雅・十月之交 122-261 鄭箋「周之十月、夏之八月

也。八月朔日、日月交會、而日食。陰侵陽、臣侵君之象。日辰之義、日爲君、辰爲臣。辛、金也。卯、木也。又以卯侵辛、故甚惡也」参照。

②『春秋左氏伝』昭公七年伝「其大咎其衛君乎、魯將上卿」となつており、「大咎」の対象は「衛君」のみであるが、ここではかりにこのように読んでおく。

〔現代語訳〕

であるならば、『詩』（十月之交）の「十月」は（周の十月で、これは）夏正の八月に当たり、（この）秋分（の月）に日食があつて、これを災異と見なすのは、辛卯の日に、（地支Ⅱ陰Ⅱ月の）卯が（天干Ⅱ陽Ⅱ日の）辛を侵し（て日食を起こし）、（卯の）木が、かえつて（辛の）金に克つて（五行相克の原理を犯して）いるので、災異と見なしたので。（『春秋左氏伝』では）昭公七年夏四月甲辰朔に、日食があつて、大いに衛君と（魯の）上卿とを咎めたとあるが、（周の）四月は、夏正の二月にあたり、（この春分の月の日食を）災異と見なすのは、この甲辰の日の、（天干の）甲は木で、（地支の）辰は土で、木は土に克つはずなのに、今、日食が起きて、（地支Ⅱ陰Ⅱ月の）土が、かえつて（天干のⅡ陽Ⅱ日）木に克つているから、災異と見なすのである。

【疏】（十二葉表二行）昭二十一年秋七月壬午朔而日食、壬爲水、午爲火、水應克火而日食、火反克水、不爲災者、以秋七月、夏之五月、是壬午之時、得有克壬之理、故不得爲災。杜預以爲假日食之異、以戒懼人君、其言若信若不信、不可定以爲驗也。

〔書き下し文〕

昭二十一年秋七月壬午朔にして日食ふは、壬は水たり、午は火たり、水は応に火に克つべくして日食ひ、火、反て水に克つも、災と爲さざるは、秋七月は、夏の五月にして、是れ壬午の時なるも、克壬の理有るを得たる（↓得ざる）を以て、故に災と爲すを得ず①。杜預以て日食の異に仮りて、以て人君を戒懼のみと爲さば、其の言、信なるが若く信ならざるが若し、定めて以て驗と爲すべからず②。

①この部分の論理は不明。あるいは「得」上に「不」を脱するか。ここではかりに「不」を補つて訳しておく。

②この部分の杜預注には、これに類する言葉は見えていないが、その疏 50.6a5 では上の昭公七年などの例を挙げて、伝の「故常爲水」を否定して「常水之言、既無其驗。足知是賢聖假託日食、以爲戒耳」と言う。「其言」以下は『左伝』昭公七年疏 50.6a6 「天道深遠、有時而驗、或亦人之禍躉、偶與相逢、故聖人得因其變常、假爲勸戒。知達之士、識先聖之幽情。中下之主、信妖祥以自懼。但神道可以助教、不可專以爲教。神之則惑衆、去之則害宜。故其言若有若無、其事若信若不信、期於大通而已」（『詩』十月之交疏 122.2a1）にもほぼ同文あり）参照。

〔現代語訳〕

（『春秋』の）昭公二十一年秋七月壬午朔に日食があつたのは、（天干の）壬は水で、（地支の）午は火で、水が火に克つはずなのに、火がかえつて水に克つて（日食となつて）いるのにもかかわらず、（これを）災異と見なさないのは、（周の）秋七月は、夏正の五月

で（日月の常行として日食が起こり得る夏至の月）であるから、壬午の時（の日食）であったとしても、（午の火が）壬（の水に）克つたとすることはできない。だから（これを）災異と見なすことはできないのだ。（ただ）杜預も、日食の異にかりて、人君を戒懼させているに過ぎないのだと言っていて、（日食を君主に対する咎めとする）その言葉は、半ば真実のようでもあるし半ば真実で無いようでもあるから、これを確かなことであると考へてはならないのだ。

【経】（十一葉裏一行）天子脩男教、父道也。后脩女順、母道也。

故曰、天子之與后、猶父之與母也。故爲天王服斬衰服、父之義也。爲后服資衰服、母之義也。

〔書き下し文〕

天子、男教を脩むるは、父道なり。后、女順を脩むるは、母道なり。故に曰く、天子と后と、猶ほ父と母とのごとし。故に天王の為に斬衰の服に服するは、父の義なり。后の為に資衰の服に服するは、母の義なり①。

①『周礼』春官・司服 21-11b「凡喪、爲天王斬衰、爲王后齊衰。」また、『儀礼』喪服・斬齊三年章 29-1a「諸侯爲天子」

齊衰不杖期章 31-3a「爲君之父母、妻、長子、祖父母」参照。

なお、「天王」の語は三礼の他の部分では、この司服の例と、

『礼記』曲礼下 4-20a「曰有天王某甫」20b「崩、曰天王崩、

…告喪、曰天王登假」の例を見るだけである。『春秋』経・伝

には頻出。

〔現代語訳〕

天子が、男に対する教えを修めるのは、父としての道であり、后が、女としての孝順を修めるのは、母としての道である。だから言うのだ、天子と后とは、（民の）父と母のようなもの、と。だから天王のために斬衰の服（Ⅱ三年の喪）に服するのは、父としての義を示し、后のため資衰の服（Ⅱ期の喪）に服するのは、母としての義を示すのだ。

【注】（十一葉裏四行）父母者、施教令於婦子者也。故其服同。資、當爲齊、聲之誤也。

〔書き下し文〕

父母とは、教令を婦子に施す者なり。故に其の服同じ。資は、当に齊に爲るべし、声の誤りなり。

〔現代語訳〕

父母とは、婦子に教令を与える者であるから、（同じく教令を与えるものである）天子と后に対する喪服も（父母に対するものと）同じになるのだ。（「資服」の）「資」は「齊」に作るべきである。発音（の類似）による誤記だ。

（付記）本研究は科学研究費助成事業（基盤研究（C）課題番号26370044）による成果の一部である。